

地域の文化芸術拠点支援事業費 第3期 募集要項 一部改正

I 補助事業の概要

【事業目的】

新型コロナウイルスの感染拡大により活動の停滞を余儀なくされた地域の文化芸術拠点が安心して自主的な活動を継続できるよう、補助事業者が行う舞台公演（イベント）の開催、オンライン配信機器の整備、感染症防止対策のための換気設備改修工事の事業に要する経費に対して補助します。

【補助対象者】

補助対象施設を運営し、文化芸術基本法第8条から第12条に定める文化芸術（音楽、演劇、舞踊、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、伝統芸能、民俗芸能等）のうち、舞台公演を行う事業を直近3年間で有観客により行っている個人又は団体

【補助対象施設】

次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- ① やまなしグリーンゾーン認証制度に基づき、ライブハウス、劇場、**バー・スナック**のいずれかで認証済みの施設 ただし、認証制度に基づき、飲食店で認証済みの施設であってライブハウスを営む場合は、これを対象施設とする。
- ② 公募開始時において、施設貸出に係る利用料金等が公表されている施設

注) 上記を満たす施設であっても次の2施設は補助の対象となりません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する施設
- ② 地方公共団体が設置する施設

【補助対象事業】

- ① イベント開催に係る事業
例) 文化芸術（音楽、演劇、舞踊、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、伝統芸能、民俗芸能等）のうち、舞台公演（イベント）の開催 等
- ② オンライン配信機器の整備に係る事業
例) イベント開催に必要なオンライン配信機器の購入 等
- ③ 感染防止対策のための換気設備改修事業
例) 感染防止対策に伴う換気設備の効率化や機能向上のための送風機、換気扇、ダクトの設置工事 等
- ④ 陰性確認の実施
例) 抗原検査キット等の購入

【補助対象経費・補助限度額・補助額】

＜次のとおり＞

補助対象事業	補助対象経費		補助限度額
	経費	内容	
① イベント開催に係る事業	報償費	出演料等（但し、事業実施のために依頼した出演者のみ対象とする。）	対象経費に2分の1を乗じて得た額又は2,500千円のいずれか少ない額
	賃金	機器の搬入、搬出等に係るアルバイト代等（但し、事業実施のために雇用した方の人件費のみ対象とする。）	
	旅費	電車賃、宿泊費等（事業実施のために依頼した出演者等に対するもののみ対象とする。）	
	需用費	印刷物（フライヤー、ポスター等）の作成、消耗品（消毒用アルコール、非接触型体温計等）の購入等	
	役務費	調律料、道具運搬費、楽器運搬費、照明費、音響費等（但し、事業実施のために雇用した方の人件費のみ対象とする。）、催事保険料、広告宣伝費	
	使用料及び賃借料	設備器具使用料、施設使用料等（但し、補助事業者が所有する施設の設備器具使用料および施設使用料は対象外とする。）	
	委託料	イベントの運営等（但し、イベント開催にあたっての一部を委託するものに限る。）	
② オンライン配信機器の整備に係る事業	備品購入費	配信機器 ・ノートPC ・スイッチャー ・カメラ ・LANケーブル 等（但し、工事を伴う場合の工事費用は対象外とする。）	対象経費に2分の1を乗じて得た額又は2,500千円のいずれか少ない額
③ 感染防止対策のための換気設備改修事業	工事請負費	換気設備（送風機、換気扇、ダクト等）設置工事	対象経費に2分の1を乗じて得た額又は1,000千円のいずれか少ない額

④ 陰性確認の 実施	需用費	抗原検査キット等購入費	対象経費に10分の10を乗じて得た額とし、かつ1公演あたり360千円を限度額とする。
---------------	-----	-------------	--

- ※1 補助金額は、別表の補助対象事業に掲げる①～③の補助額の合計額が250万円を超えない範囲とし、これに別表の④に掲げる抗原検査キット等購入費の補助額を加えた金額とする。
- ※2 別表の④に掲げる補助限度額に示す1公演あたりの取扱については、申請単位ごとに1公演とする。
- ※3 交付決定日より前に契約、納品、支払を行ったものに係る経費は補助対象外とする。

【補助事業実施期間】

- 交付決定日から令和5年2月28日（火）まで（※補助対象事業すべて共通）

II 申請手続き等

やまなしグリーンゾーン認証上、バー・スナックで認証みの施設の申請手続きはP6～P8を参照

【申請受付期間】

- 令和4年10月24日（月）～令和5年1月31日（火）[必着]

《補助対象期間》：令和4年9月1日（木）～令和5年2月28日（火）

- ※9月及び10月に実施した又は実施予定の事業については、11月末までに申請・交付決定があった場合は、遡って補助対象とします。
- ※11月以降に実施する事業については、事業実施前までに申請が必要です。

【申請】

交付申請に必要な書類として、以下の書類を各1部、持参または郵送により提出してください。

ア 地域の文化芸術拠点支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）

イ 【添付様式】

➢ 補助事業計画書（別紙1～3で該当する申請事業のみ）

※別紙2（オンライン配信機器の整備に係る事業）の場合、導入を予定している機器のカタログ、見積書等を添付

※別紙3（感染症防止対策のための換気設備改修事業）の場合、積算内訳（根拠）、設計書、仕様書等を添付

ウ 【添付書類】

- ① 補助対象事業に該当するイベント等を直近3年間で行ったことが確認できる書類
 - イベント開催に係るチラシやパンフレット等
- ② やまなしグリーンゾーン認証施設であることが確認できる書類
 - 「やまなしグリーンゾーン申請書」の写し等

- ③ 施設貸出に係る利用料金が確認できる書類
 >HP 等で公表されている「料金表」等
- ④ 暴力団等でないことを誓約する書類
 >誓約書（※新規申請時のみ必要）

【申請回数】

- 過去、実績額を含め上限額である 250 万円に達するまでは、複数回申請することができます。

【補助事業の内容を変更する場合】

- 変更する場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、承認を受けなければなりません。（※変更しようとする場合には、あらかじめ県の協議が必要になります。）ただし、軽微な変更に該当する場合は承認の必要はありません。
- 変更する場合は、あらかじめ山梨県観光文化振興・文化財課へ相談していただき、変更承認の要否について確認してください。

<軽微な変更は次のとおり>

> 【経費の配分】

補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20%以内を増減する場合

> 【事業の内容】

補助事業の目的達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

【実績報告】

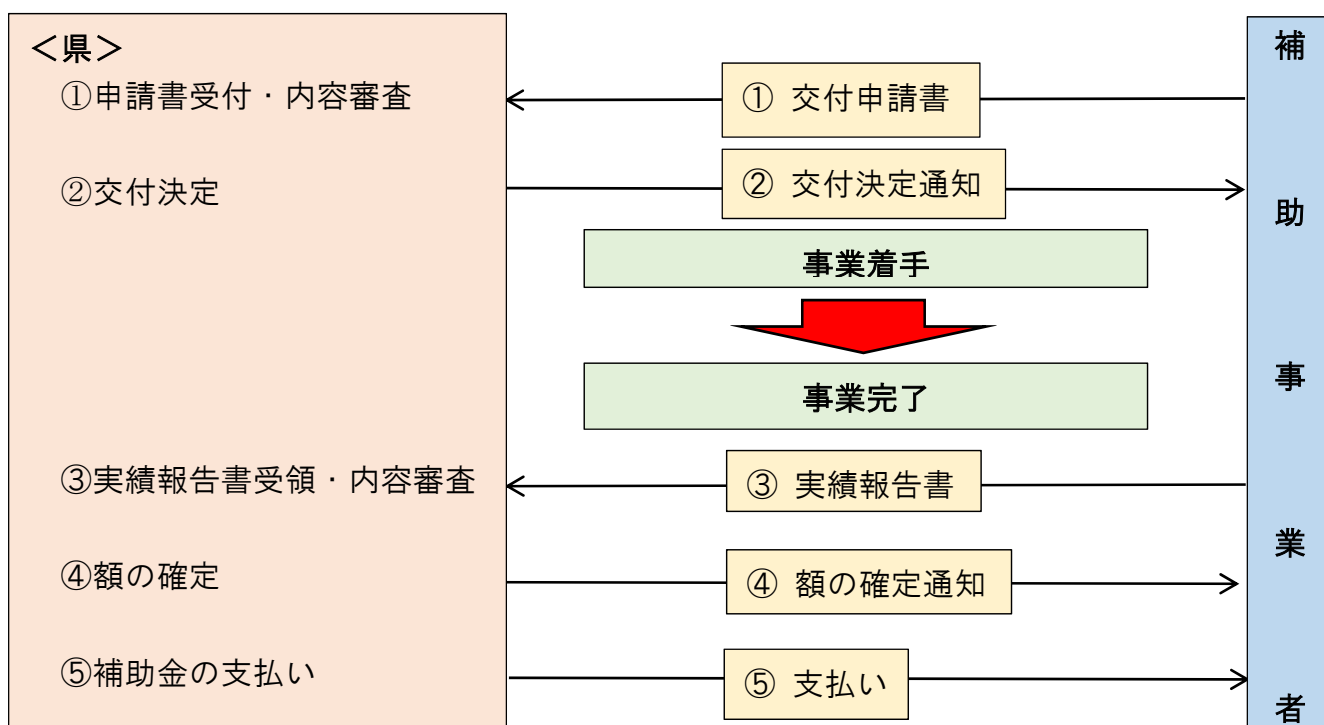
- 補助事業を完了したときは、事業完了した日から起算して 1 箇月を経過した日（1 箇月以内）まで又は令和 5 年 3 月 10 日のいずれか早い期日までに実績報告書および下記添付資料を提出してください。
- 補助事業を完了したときは、事業完了した日から起算して 1 箇月を経過した日（1 箇月以内）まで又は令和 5 年 3 月 10 日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第 1 号）および下記添付資料を提出してください。
- 実績報告書の添付資料
 - ◆ イベント開催に係る事業
 - ・ 実施報告および収支内訳書
 - ・ 補助事業に要した経費の支出が確認できる書類（請求書、領収書等）
 - ・ 日時、場所、主催者等が印字されたイベントの概要が分かる資料（チラシ等）
 - ・ イベント実施を証明する写真
 - ◆ オンライン配信機器の整備に係る事業
 - ・ 実施報告および収支内訳書
 - ・ 補助事業に要した経費の支出が確認できる書類（請求書、領収書等）
 - ・ 事業実施が確認できる、導入した配信機器の写真、納品書、その他必要書類等
 - ◆ 感染症防止対策のための換気設備改修事業
 - ・ 実施報告および収支内訳書

- ・補助事業に要した経費の支出が確認できる書類（請求書、領収書等）
- ・工事完了が確認できる、施工写真、工事図面、その他必要書類等

【補助金の支払】

- 補助事業実施に係る実績報告後（検査完了後）の精算払いとなります。ただし、知事が必要と認めた場合につき、あらかじめ概算払いの支払を受けることができます。

【申請から補助金交付までの流れ】



【その他留意事項】

- 申請に要する費用は、応募者負担となります。
- 書類の不備等がある場合、再送をお願いする場合があります。
- 交付決定までに2週間以上は時間を要しますので、お急ぎの場合は、下記【提出先・問合せ先】までご相談ください。
- 補助事業関連書類は、交付年度終了後5年間保存してください。
- 申請書等の様式については、県HPよりダウンロードできます。
⇒ (<https://www.pref.yamanashi.jp/bunka/bunnkageijutukyotennienn.html>)

【提出先・問合せ先】

山梨県観光文化部文化振興・文化財課
 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1(山梨県防災新館3階)
 電話 055-223-1797 / FAX 055-223-1793
 ※月曜日から金曜日(祝祭日等は除く)午前8時30分から午後5時15分

やまなしグリーンゾーン認証上バー・スナックで認証済みの施設に係る申請等

バー・スナックで「やまなしグリーンゾーン認証」を受けている施設は、次の取扱いに基づき、申請・実績報告の手続きが必要です。

【申請受付期間】

● 令和5年2月6日（月）～令和5年2月24日（金） [必着]

《補助対象期間》：令和4年10月1日（土）～令和5年2月28日（火）

※10/1日(土)から2/12(日)までに実施した事業については、遡って補助対象とします。

※2/13日(月)～2/28(火)までに実施する事業については、事業実施前までに申請が必要です。

【申請・実績報告】

10/1(土)～2/12(日)に実施した事業（申請等の特例）

申請・実績報告に必要な書類

※次のア～ウの書類を各1部、持参または郵送により提出してください。

ア 地域の文化芸術拠点支援事業費補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号の1）

イ【添付様式】

➤補助事業実施報告書

※別紙1（イベント開催に係る事業）の場合、日時・場所・主催者等を印字したイベントの概要が分かる資料（チラシ等）、イベント実施を証明する写真、その他必要書類を添付

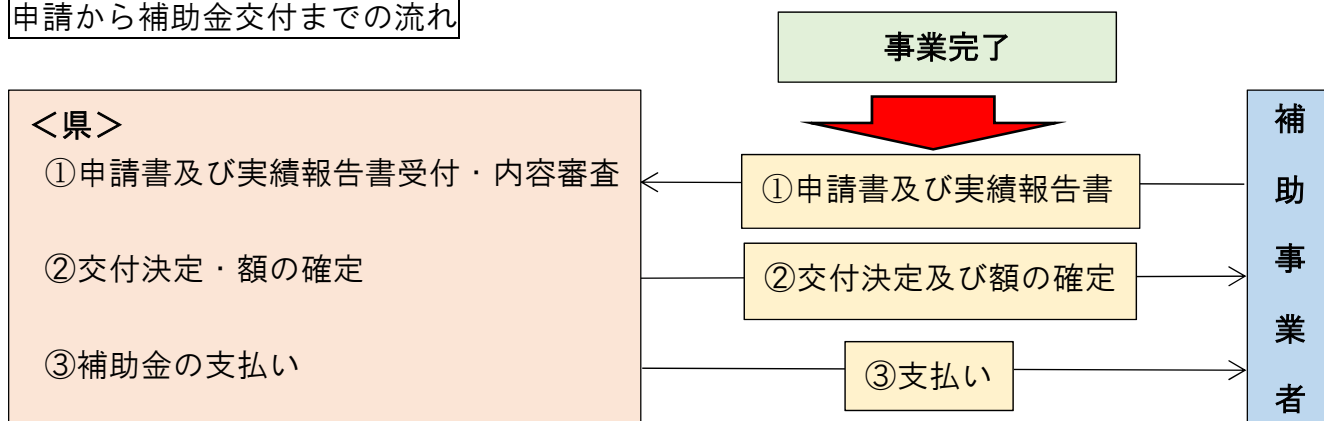
※別紙2（オンライン配信機器の整備に係る事業）の場合、導入した機器の写真、納品書、請求書、領収書、カタログ等（用途が分かる書類）を添付

※別紙3（感染症防止対策のための換気設備改修事業）の場合、見積書（積算根拠が分かる書類）、設計書、仕様書、請求書、領収書等、その他必要書類を添付

ウ【添付書類】

- ① 補助対象事業に該当するイベント等を直近3年間で行ったことが確認できる書類
➤イベント開催に係るチラシやパンフレット等
- ② やまなしグリーンゾーン認証施設であることが確認できる書類
➤「やまなしグリーンゾーン申請書」の写し等
- ③ 施設貸出に係る利用料金が確認できる書類
➤HP等で公表されている「料金表」等
- ④ 暴力団等でないことを誓約する書類
➤誓約書（※新規申請時のみ必要）
- ⑤ 振込先が確認できる書類
➤口座振込依頼書（※新規申請時のみ必要）

申請から補助金交付までの流れ



2/13(月)～2/28(火)に実施する事業（事業実施前）

申請に必要な書類

※次のア～ウの書類を各1部、持参または郵送により提出してください。

ア 地域の文化芸術拠点支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）

イ【添付様式】

➢補助事業計画書（別紙1～3で該当する申請事業のみ）

※別紙2（オンライン配信機器の整備に係る事業）の場合、導入を予定している機器のカタログ、見積書等を添付

※別紙3（感染症防止対策のための換気設備改修事業）の場合、積算内訳（根拠）、設計書、仕様書等を添付

ウ【添付書類】

- ① 補助対象事業に該当するイベント等を直近3年間で行ったことが確認できる書類
➢イベント開催に係るチラシやパンフレット等
- ② やまなしグリーンゾーン認証施設であることが確認できる書類
➢「やまなしグリーンゾーン申請書」の写し等
- ③ 施設貸出に係る利用料金が確認できる書類
➢HP等で公表されている「料金表」等
- ④ 暴力団等でないことを誓約する書類
➢誓約書（※新規申請時のみ必要）

実績報告に必要な書類

- 補助事業を完了したときは、令和5年3月10日までに実績報告書（様式第1号）および下記添付資料を提出してください。
- 実績報告書の添付資料
 - ◆イベント開催に係る事業
 - ・実施報告および収支内訳書
 - ・補助事業に要した経費の支出が確認できる書類（請求書、領収書等）
 - ・日時、場所、主催者等が印字されたイベントの概要が分かる資料（チラシ等）
 - ・イベント実施を証明する写真
 - ◆オンライン配信機器の整備に係る事業

- ・ 実施報告および収支内訳書
 - ・ 補助事業に要した経費の支出が確認できる書類（請求書、領収書等）
 - ・ 事業実施が確認できる、導入した配信機器の写真、納品書、その他必要書類等
- ◆感染症防止対策のための換気設備改修事業
- ・ 実施報告および収支内訳書
 - ・ 補助事業に要した経費の支出が確認できる書類（請求書、領収書等）
 - ・ 工事完了が確認できる、施工写真、工事図面、その他必要書類等

申請から補助金交付までの流れ

- P5 参照